

五ヶ瀬町保育所入所のご案内

■入所申込に必要な書類

	必要な書類
1	入所申込書
2	就労証明書 または家庭状況証明書 自営業の方は、就労証明書に加えて事業内容のわかる書類※1
3	保育料納付誓約書
4	アレルギー等に関する調査票※2
5	マイナンバーカード またはマイナンバー通知カード と 本人確認用写真付身分証明書

- ※1 (例) 営業許可証、開業届、出荷証明書、認定農業者、販売証明書または契約書、確定申告書、労働保険関連書類、行政機関が発行した許可証または証明書、資格証明書 等
- ※2 在園児のアレルギー等に関する調査は、確認のために年1回この時期に調査します。

申請する場所および入所可能な 保育所等についての重要事項

支給認定を申請する市町村は、**子どもの保護者（申請者）が居住する市町村となります。**原則として、住民登録が五ヶ瀬町にあっても申請者が五ヶ瀬町内に居住していない場合は五ヶ瀬町に支給認定申請ができません。

■保護者の居住地と認定市町村等

住民登録がある市町村	居住している市町村	認定市町村	利用可能な保育所等
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	町内の保育所・広域入所施設
五ヶ瀬町	他市町村	他市町村	町内の保育所 (他市町村が決定する施設)
		五ヶ瀬町	町内の保育所のみ ※ 他市町村が認定できない場合のみ
他市町村	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	町内の保育所のみ
他市町村	他市町村	他市町村	町内の保育所 (他市町村が決定する施設)

- ※ 「広域入所施設」とは、他の市町村が入所を可とした町外の幼稚園および認定こども園。
一部の保育所および特別な事情がある場合を除き、町外の保育所は利用できません。

入所申込に必要な書類について

1. 入所申込書（現況届）

- 児童1人につき1枚作成してください。（別紙記入例を参考にしてください。）
- 記入漏れ・押印漏れの無いようにお願いします。（押印は2か所あります。）
- 世帯員には、同居の家族だけでなく、申請者（保護者）と生計を一にする別居の子等の名前を全員記入してください。
- 表の「職業」とは、会社員、公務員、教諭、看護師、保育士、パート、農業、林業、無職など、「学校名等」とは、子どもが通っている学校（勤務先ではありません）、保育所を記入してください。
- 裏の「具体的な状況」には、保育を必要とする理由について詳細を記入してください。

世帯員の欄が不足するときは、2枚提出してください。その際、「保護者氏名」「申請に係る小学校就学前の子ども」「①世帯の状況」以外の項目は省略できます。

入所申込書の場合の支給認定申請・・・ 記入例に従ってすべての項目を記入してください。記入漏れがあると、正しく認定できません。事実と異なる内容を記載すると入所できなくなる場合があります。

マイナンバー制度による「個人番号」の記入欄があります。マイナンバーカード（通知カード）の12ケタの番号を正しく記入してください。

申請の際は、申請者のマイナンバー情報と、本人確認（免許証等：保険証のみは不可）ができる身分証の確認が必須です。

【注意】 記入漏れが多く見受けられます。支給認定の可否、保育料の額に影響する項目が多数ありますので、記入漏れ、添付漏れ等がある場合は受付できません。（返却いたします。）

2. 就労証明書または家庭状況証明書

- 父母1通ずつ提出が必要ですが、就労等の状況によっては、複数必要な場合もあります。（例：AMパート → PM農業手伝い）
- お勤めの方は勤務先の事業主に証明をもらってください。家庭状況証明書に証明が必要な方は、該当するすべての項目を記入し民生委員に証明してもらってください。
※お住まいの地区の民生委員の連絡先については、町内保育所又は役場福祉課にお問い合わせください。
- 雇用形態が臨時職員等で有期の場合は、雇用期間の記入が必要です。更新の有無も併せて記入してください。
- 同一世帯に2人以上の児童がいる場合で、入所期間が同じであれば、1枚にすべての児童名を記入し提出してください。（保護者の記載欄あり、忘れずに記載ください。）

※就労証明等様式は、五ヶ瀬町ホームページ掲載の五ヶ瀬町の様式をご使用ください。

※同居の親族分については原則、不要となっております。

ただし、申込多数による調整が必要となった場合などには、個別に提出をお願いする場合があります。

※民生委員が不在の場合があります。証明をお願いに行く時は、電話等で連絡を入れてから行くようにしてください。また、民生委員から証明書に記載した内容について問われたときは、その状況を説明してください。

就労証明書と家庭状況証明書の基準となる日・・・ これらの証明書は、「保育の必要性」を確認するための書類です。基準となる日は、『提出する日』です。

3. アレルギー等に関する調査票

- 子どものアレルギー等の有無を把握するための調査票を提出していただきます。
- 新規入所希望の方で、調査票にてアレルギー等があると回答された場合は、保健師や保育所担当者にて個別にご対応をさせていただきます。(アレルギー疾患に配慮した適切な保育を実施するために、アレルギー症状の詳細について聞き取り等を実施いたしません。)

保育所等への入所について

1. 支給認定区分

子ども子育て支援新制度では、認可保育所等を利用するためには、入所を希望する子の「保育の必要性」や「保育の必要量」について認定を受けなければなりません。

認定区分は、年齢や保育の必要性の有無によって3つに分かれます。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	なし(教育を希望)	幼稚園・認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上	あり(保育が必要)	保育所・認定こども園(保育部分)
3号認定	3歳未満	あり(保育が必要)	保育所・認定こども園(保育部分)等

2. 保育を必要とする事由

2号認定・3号認定を受けるためには、児童の保護者が下記のいずれかに該当する必要があります

- ① 就労・・・保護者がひと月に**48時間以上**就労している場合
 - ② 妊娠、出産・・・母親が妊娠中であるか産後間がない場合(原則、**産前3か月、産後6か月**)
 - ③ 保護者の疾病、障がい・・・病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合
 - ④ 病人の看護等・・・長期にわたり疾病の状態にある又は、心身に障がいのある親族の看護等に当たっている場合
 - ⑤ 災害復旧・・・火災や風水害、地震などの災害の復旧にあたっている場合
 - ⑥ 求職活動・・・ハローワークに登録し、就職活動を行っている場合
 - ⑦ 就学
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
 - ⑩ その他、上記に類する状態として町長が認める場合
- ※ 該当する全ての項目について確認します。

3. 保育の必要量(保育時間)

町内の保育所の開所時間は、11時間です。

その中で、「保育を必要とする事由」の状況から、保育時間が保育の必要量によって次のいずれかに区分され、保育所を利用できる時間や保育料(利用者負担額)が決められます。

- ① **保育標準時間**・・・1日最大「11時間」利用可能
- ② **保育短時間**・・・1日最大「8時間」利用可能

保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【1か月あたり48時間以上120時間未満】	保育短時間
就労【1か月あたり120時間以上】	保育標準時間
妊娠、出産	
病気、けが、障がい	
病人の看護等	
災害復旧	

